

旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月24日

旭川市議会

議長 福 居 秀 雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 菅 原 範 明

旭川市議会事務局条例の一部を改正する条例

旭川市議会事務局条例（昭和25年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「規定するものの外」を「定めるもののほか」に改め、同条を第3条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。